



青森県報

号外第六十三号

平成十四年六月二十八日(金曜日)

目次

公 告

平成十三年度の行政文書の開示の状況の公表	……………	(総務学事課)	…	一
平成十三年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表	……………	(同)	…	三
土地改良区の定款変更の認可	……………	(農村整備課)	…	六
換地処分	……………	(都市計画課)	…	六
出先機関	……………			
土地改良事業施行協議の適当の決定	……………	(農中 事 務 林南 所 産 地 方)	…	六
土地改良事業の工事の完了	……………	(農上 事 務 林北 所 産 地 方)	…	六
漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定	……………	(農西 事 務 林地 所 産 方)	…	六
青森県立海洋学院の短期研修	……………	(海洋学院)	…	七
公安委員会	……………			
型式の検定適合遊技機	……………	(企生 画 画 課 活安 全)	…	七
労働委員会	……………			
あつせん員候補者の氏名等	……………	(事 務 局)	…	八

正 誤

平成十四年三月二十九日号外第三十二号教育委員会中……………(職員福利課) …… 九

公 告

平成十三年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第三十条の規定により、平成十三年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中
知事	399 (3)	244 (3)	62	59	0	25	14
議 会	3	1	2	0	0	0	0
教育委員会	36	26	6	2	0	1	1
選挙管理委員会	3	3	0	0	0	0	0
人事委員会	1	0	1	0	0	0	0
監査委員	3	0	3	0	0	0	0
公安委員会	1	0	1	0	0	0	0
地方労働委員会	1	1	0	0	0	0	0
収用委員会	1	1	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	1	1	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	1	1	0	0	0	0	0
警察本部長	10	0	6	0	0	1	3
計	460 (3)	278 (3)	81	61	0	27	18

注1 () 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

件数	処 理 の 状 況 (件)					
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
8 (5)	1	0 (5)	1	0	1	5

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

平成十三年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第四十九条の規定により、平成十三年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開 示	一部開示	不 開 示	却 下	取 下 げ	検 討 中
知 事	75	73	2	0	0	0	0
教 育 委 員 会	11	10	0	0	0	0	1
計	86	83	2	0	0	0	1

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	55
教育委員会	5,887
人事委員会	147
計	6,089

(2) 訂正等の請求の件数及び訂正等の処理の状況

実施機関	件数	処理の状況 (件)					
		訂正等	一部訂正等	不訂正等	却下	取下げ	検討中
知事	1	0	0	1	0	0	0
計	1	0	0	1	0	0	0

(3) 開示決定等及び訂正等の決定についての不服申立ての処理の状況

区分	件数	処理の状況 (件)					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審理中
開示決定等に係るもの	1	0	0	0	0	1	0
訂正等の決定に係るもの	0	0	0	0	0	0	0

(4) 是正の申出の件数及びその処理の状況

実施機関	件数	処理の状況 (件)				
		是正	一部是正	不是正	取下げ	検討中
知事	1	0	0	1	0	0
計	1	0	0	1	0	0

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

実施機関	件数	処理の状況 (件)	
		処理済	検討中
知事	1	1	0
計	1	1	0

2 事業者が行う個人情報取扱いに係る事項

- (1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況
苦情の申出及び相談は、なかった。
- (2) 事業者に対する勧告の件数
事業者に対する勧告は、なかった。
- (3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。
- (4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、むつ山辺沢土地改良区の定款の変更を平成十四年六月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第一百三十三条第三項の規定により、八戸市から八戸都市計画事業売市第一土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、弘前市の行う島田堰地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年六月二十八日

中南地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し

2 条例の写し

二 縦覧の期間

平成十四年七月二日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十四年六月二十八日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
下豊良	担い手育成基盤整備事業（緊急農地集積ほ場整備事業）	平成三・九・八
前蒼前	高生産性大区画ほ場整備事業	二・一・二元
作田	〃	〃
相坂平	土地改良総合整備事業（農業用排水施設整備事業）（農道整備事業）（暗渠排水事業）	一三・三・四
南平	一般農道整備事業	一三・一・三
七戸南部	中山間地域総合整備事業（農道整備事業）（農地防災事業）（農業用排水施設整備事業）	一四・三・二〇

西地方農林水産事務所告示第三号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、

同条第六項の規定により公示する。

平成十四年六月二十八日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

一 漁港の名称

小泊(小泊) 漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
<p>小泊港東防波堤灯台(北緯四一度〇七分〇九秒、東経一四〇度一七分〇八秒)を基点とした次の区域</p> <p>基点から一七度〇〇分〇〇秒三一〇メートルの地点を中心とする半径一〇〇メートルの円内</p> <p>基点から四二度〇〇分〇〇秒三〇〇メートルの地点を中心とする半径二五メートルの円内</p> <p>基点から七〇度〇〇分〇〇秒四二〇メートルの地点を中心とする半径一〇〇メートルの円内</p> <p>基点から八五度〇〇分〇〇秒一〇六メートルの地点を中心とする半径一〇〇メートルの円内</p>	船舶
<p>小泊港東防波堤灯台(北緯四一度〇七分〇九秒、東経一四〇度一七分〇八秒)から九〇度〇〇分〇〇秒一二一〇メートルの地点を中心とする半径二〇メートルの円内の区域</p>	自動車

三 指定の適用期間

平成十四年七月十二日

青森県立海洋学院告示第一号

青森県立海洋学院条例(昭和三十九年四月青森県条例第五十一号)第七条第一項の規定により、次のとおり短期研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年六月二十八日

青森県立海洋学院長 高橋 克成

課 程	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
船員資格取得研修	平成十四年十月二十九日から同月三十一日まで	二十人	漁業に従事している者又は漁業を志す者	第二級海上特殊無線技士
担い手生涯教育研修	平成十四年七月二十二日から同月二十三日まで	二十人	漁業に従事している者又は漁業を志す者	FRP材補修技術
	平成十五年一月九日から同月十日まで	二十人		結索技術

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十二号)第二十条第四項の規定に基づき検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年六月二十八日

青森県公安委員会委員長 橋本 昭一

労 働 委 員 会

遊技機の種類	ばちんこ遊技機	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
"	スーパードライブインプレー炎の伝説	マルホン工業株式会社	
"	CRスーパードライブインプレー逆転V	"	
"	CRぶつとびハリケーン	"	
"	CRぶつとびハリケーン爆風王	"	
"	CR・ラッキーシアターK	株式会社平和	
"	CR・ラッキーシアターZ	"	
"	CRもののけやしきX	株式会社ミズホ	
回胴式遊技機	アップレメイトンティ	株式会社オリンピア	
"	スロッターキンタロウ	株式会社ロデオ	
"	ギンギンマル	"	
"	ピーンズタウン	株式会社エマ	
"	デジベルR	ベルコ株式会社	
"	デジナナR	"	

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十四年六月二十八日

青森県地方労働委員会会長 高橋 牧 夫

氏 名	生年月日	住 所	職 業
高橋 牧夫	昭和 八・〇・三	八戸市根城六丁目一七 の一九	青森県地方労働委員会委員 弁護士
石田 恒久	昭和 四・四・二	青森市長島二丁目三三 の一	青森県地方労働委員会委員 弁護士
成田 宏子	昭和 二・三・三	青森市浪打二丁目三三の 四	青森県地方労働委員会委員 (学)青森山田学園青森山田中学校 事務長
赤木 国臣	昭和 二・八・二四	弘前市大字学園町一の 公宿三二の四の二一	青森県地方労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
今 喜典	昭和 四・一・三	青森市緑二丁目一七の 四	青森県地方労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
佐々木範夫	昭和 二・二・五	青森市富田五丁目三三 の一八	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会副会長
栗本 章吉	昭和 四・二・一八	八戸市旭ヶ丘五丁目一 の二三五	青森県地方労働委員会委員 日本鉄鋼産業労働組合連合会青 森県本部委員長
西口 和夫	昭和 七・二・二四	青森市浜館四丁目三三の 六	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合連合会青森県連 合会常任顧問
三上 初枝	昭和 三・三・七	青森市奥野三丁目三三の 一五	青森県地方労働委員会委員 NTT労働組合青森県支部執行 委員
外崎 祐一	昭和 三・九・一六	弘前市大字取上二丁目 一三の二三	青森県地方労働委員会委員 全国交通運輸労働組合連合会青 森県支部執行委員長
竹田 良三	昭和 八・二・三	弘前市大字下白銀町一 五の四一	青森県地方労働委員会委員 (社)青森県経営者協会弘前支部専 務理事
村田 剛一	昭和 二・八・二七	八戸市旭ヶ丘二丁目二 の二六	青森県地方労働委員会委員 (株)八興取締役会長

平成四・三・二 号外第三二号	発行年月日	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
教育委員会 訓令甲			第二号	五	下	八	「第七條の二第五項及第六項並びに第八條」に改め、	「第七條の二第五項及第六項並びに」に改め、

正
誤

教育庁職員福利課

牛田日出男	野呂昌男	木立精一	北村真夕美	扇田 實	笹森悦郎
昭和 二・七・八	昭和 二・三・七	昭和 二・三・六	昭和 三・一〇・二	昭和 九・八・六	昭和 二・九・一
青森市中央一丁目一の二八の三	青森市松森一丁目二の五	青森市大字三内字沢部二〇三の二二	青森市長島三丁目二の四	青森市幸畑一丁目五の一	青森市沖館五丁目六の一八
青森県地方労働委員会事務局審査調整課長	青森県地方労働委員会事務局参事(総務課長事務取扱)	青森県地方労働委員会事務局長	青森県地方労働委員会委員(株)青森経営研究所代表取締役社長	青森県地方労働委員会委員(社)青森県経営者協会専務理事	青森県地方労働委員会委員(株)みちのくオフィスサービス代表取締役社長

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭